令和3年2月25日

スマートフォン決済アプリの利用対象料金を拡大します ~保育所保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等も納付可能に~

保育所保育料等は現在、口座振替のほか、金融機関・コンビニエンスストアの窓口で納付いただいております。令和3年4月から、スマートフォンで支払いができる機能(スマートフォン決済アプリ)を利用して便利に納付いただけるよう、スマートフォンアプリ収納を開始します。

※市税及び水道料金等で導入しているスマートフォンアプリ収納と同様のサービスです。

記

1 スマートフォンアプリ収納開始日 令和3年4月1日(木)

2 内 容

- (1) 新たに開始する料金
 - 1後期高齢者医療保険料
- ②介護保険料

3保育所保育料

- 4)市立認定こども園利用者負担金
- ⑤市立幼稚園預かり保育料
- (2) 使用可能アプリ
 - ①「LINE Pay」(LINE Pay 請求書支払い)
 - ②「Pay Pay」(Pay Pay 請求書払い)

(3) 「Pav Bı

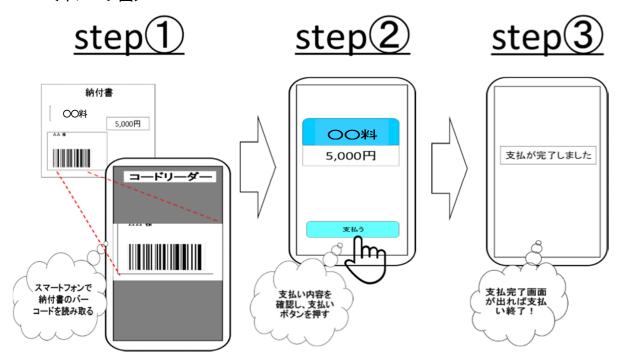
4) 「支払秘書」

- (3) 導入効果
 - ①納付方法の増加により納付者の利便性が向上。
 - ②納付書とスマートフォンがあれば、いつでもどこでも納付が可能。

3 利用方法

- (1) 必要なもの
 - 1納付書
 - ②スマートフォン ※あらかじめ各アプリをダウンロードし必要事項を登録しておく必要があります。
- (2) 納付手順
 - ① アプリを起動し、納付書に印字されたコンビニ収納用バーコードを読み取る。
 - ② 支払い内容を確認し、支払いボタンを押す。 ※アプリによってはパスワード入力が必要な場合があります。
 - ③ 支払完了画面が出て支払い終了。

<イメージ図>



(3) 留意点

- ①領収書は発行されません。納付履歴は各アプリの利用明細等で確認してください。
- ②通信料は自己負担となります。
- ③次の納付書では、スマートフォンアプリによる納付はできません。
- 納期限を過ぎた納付書
- 汚れや破損によりバーコードが読み取れない納付書
- バーコードが印刷されていない納付書
- 金額を訂正した納付書
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- 上記の場合は、金融機関窓口や市役所納付可能窓口で納付してください。

4 その他

先行して導入したキャッシュレス決済の利用状況(令和2年度1月末現在)

市税等

- 6,828件約0.66%
- ・水道料金及び下水道使用料 2,685件 約0.5%
- · 住民票、税証明等手数料
 - 542 件 約 4.7%

担当(後期高齢者医療保険料) 国保年金課 高齢者医療係 課長佐藤、係長高橋 電話 024-525-3724 (直通)

担当 (介護保険料)

長寿福祉課 介護資格係 課長 髙野、係長 佐久間 電話 024-525-6551 (直通)

担当(保育所保育料など) 幼稚園・保育課 幼保認定係 課長服部、係長齋藤 電話 024-525-3750 (直通)